（別紙）

御意見及び御意見に対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	食品であることを明確にするため、「塩（法第二条第二項に規定する食品に限る。）」を「食塩（法第二条第二項に規定する食品である塩をいう。）」としてはどうか？	食品に限定されることが法の委任の範囲内であることを明確にする観点から、用例や規定しようとする塩の範囲等を考慮し、「塩（法第二条第二項に規定する食品に限る。）」としました。
2	・第十五条において、法第二条第二項に規定する「食品」に限定をかけてはいるものの、「塩」自体は無定義で使用しているが、例えば、「塩事業法第二条第一項に規定する塩」などと定義を借用して規定すべきではないか。 工業用塩等を含まないようにするため「食品」に限ることとしているものと思料するが、塩の性質・形状が規定されていないため、「塩を含有する全ての食品に含有されている塩」も射程に入っているものとして観念し得るところ、規定に不備があるのではないか。この点、塩事業法第二条第一項に規定する塩とすることで、少なくとも、「塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物」という要素が入るため、スープのようなものは避けられるものと思われる。 その上で、法第十七条第一項では、「・・・食品として主務省令で定めるもの」として省令に委任しているため、その範囲が既に限定されているところ、第十五条において「塩」について「（法第二条第二項に規定する食品に限る。）」という限定を付すのは重畳的であり規定する必要はないのではないか。 また、上記のように塩事業法を引用してまで厳密に規定することをしないということであれば、他の省令でも一般名詞として用いられている単なる「食塩」と規定すればよいのではないか。（「食塩」自体は「生理食塩水」などの医療用の用途の塩も観念し得るが、前述のとおり、法第十七条第一項の省令委任の段階で限定が付されているため、その委任を受けた第十五条に規定する「食塩」には含まれないと解釈できるものと思料される。） ・第五十五条第二項第一号について「・・・に関する事項」に続いて「財務大臣、」を加える改正となっているが、同項柱書きにおいて「次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。」と規定しているところ、「・・・に関する事項」と「財務大臣、」の間は１字空ける必要があるのではないか。	・今般の省令案は、「施設認定農林水産物等」の範囲について、現行の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号。以下「施行規則」といいます。）第十五条において含めていない「塩」を追加しようとするものです。 その上で、塩の具体的な範囲については、輸出先国の求める塩の範囲等によるものであることから、施設認定を求められる塩が塩事業法の「塩」と同一であるとは限らないため、「塩事業法第二条第一項に規定する塩」のように限定する規定をしておりません。 また、施行規則第十五条の規定ぶりについては、食品に限定されることが法の委任の範囲内であることを明確にする観点から、用例や規定しようとする塩の範囲等を考慮し、「塩（法第二条第二項に規定する食品に限る。）」としました。 ・施行規則第五十五条第二項第一号について、ご指摘の「・・・に関する事項」と「財務大臣、」の間にはスペースが入っており、適切に記載されています。
3	農林水産物の輸出に関わる権限を、なぜ全く畑違いの財務省が行えるようにするのか、理解に苦しむ。 気候変動や物価高騰・石油危機の最中、自民党政権は「アメリカへのコメ輸出８倍増」などという呆れた政策を掲げているが、それを強行する為の改定ではないのか? 国民の生活よりも 民主主義の崩壊したアメリカとの癒着を優先するなど、有り得ない。 従来通り 農水省（および厚労省）のみの権限とすべきだ。	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「法」といいます。）における主務大臣は、現行の法令で既に、「政令で定めるところにより、農林水産大臣、財務大臣又は厚生労働大臣」（法第五十八条第一項）とされていることを受けて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）第十三条において、「農林水産物又は食品の種類、輸出先国等を勘案して財務省令・厚生労働省令・農林水産省令で定める区分に応じ、財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣とする」こととされているため、財務大臣がその所掌事務の範囲において、適合施設の認定（法第十七条第一項）を行えるよう、今般、施行規則の関連規定を改正しようとするものです。